（職務復帰後における号俸の調整）

第十五条　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

（雑則）

第十六条　この規則に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）等に基づき、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年二月十三日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―六〇

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）

（人事院規則一―一の一部改正）

第二条　人事院規則一―一（規則の分類）の一部を次のように改正する。

「二五―〇の系列　自己啓発等休業」を「二五―〇の系列　自己啓発等休業
二六―〇の系列　配偶者同行休業」に改める。

（人事院規則一―二の一部改正）

第三条　人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

第二十八号を第二十九号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　「配偶者同行休業法」とは、「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）」をいう。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは自己啓発等休業法」を「、自己啓発等休業法若しくは配偶者同行休業法」に改める。

別表中十九の表を二十の表とし、十八の表の次に次の一表を加える。

十九　配偶者同行休業			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間
配偶者同行休業法	第三条第一項又は第四条第一項の請求の文書等	配偶者同行休業の終了した日の翌日	三年
	第三条第一項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の承認の文書等の写し		
	第六条第二項の取消しの文書等の写し		五年
	第十五条第二項の協議に関する文書等	取得の日	
	第六条第二項（第七条又は第十条第二項において準用する場合を含む。）の書類	配偶者同行休業の終了した日の翌日	三年
	規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）		
	第十条第一項の届出の文書等		
	第十三条の同意の文書等	任期を定めた任用の終了した日	三年

（人事院規則一―三八の一部改正）

第五条　人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは自己啓発等休業法」を「、自己啓発等休業法若しくは配偶者同行休業法」に改める。

（人事院規則一―四五の一部改正）

第六条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は自己啓発等休業法」を「、自己啓発等休業法又は配偶者同行休業法」に改める。

（人事院規則二―三の一部改正）

第七条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　配偶者同行休業に関すること。

第二十条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　配偶者同行休業に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

第八十一条第一号及び第八十五条第三号中「育児休業等」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第八条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　配偶者同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする官職

第二十四条中「又は第六号」を「、第六号又は第七号」に改める。

第三十七条第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　職員が配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた場合

（人事院規則九―七の一部改正）

第九条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　配偶者同行休業（配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「又は停職」を「配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。